

# 監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び同法施行規則第 1 条の 2 第 5 項並びに同法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項に基づき、国立大学法人長崎大学の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 12 期事業年度の業務に関して監査を実施いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

## I 監査の方法及びその内容

監事は、当期の監査計画及び監査手続に従い、学長、理事、監査室その他職員と意思疎通を図り、必要に応じて監査室と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するなど以下の方法で監査を実施した。

### 1. 重要な会議への出席

①役員会 ②経営協議会 ③教育研究評議会 ④その他役員懇談会、連絡調整会議、財務委員会、教務委員会、学生委員会及び環境・施設マネジメント委員会へ出席した。

### 2. 重要な書類等の閲覧

執行部から回付された長崎大学監事監査規則第 12 条に掲げる重要な書類等を閲覧した。

### 3. 部局監査

監査計画で対象とした 26 部局を訪問し、次の業務運営事項について監査を実施した。

- ① 業務方法書、規則等の整備状況及び実施状況
- ② 中期計画及び年度計画の実施状況
- ③ 組織運営及び人事管理の状況
- ④ 前年度監事意見に対する対応状況
- ⑤ 各部署長が表明した「運営方針」の取組状況
- ⑥ その他業務運営に関する状況

平成 27 年度は第二期中期目標期間の最終年度であることから、特に同中期計画の達成状況及びこれに向けた各部署の実施状況、平成 27 年度施行された学校教育法及び国立大学法人法等の改正に伴う学内規則等の改正後の運用状況を重点的に監査するとともに、最近における国立大学法人を巡る新たな動きの中で各部署が早急に対応すべき課題等を取り上げた。

加えて、各理事とも個別に面談し、意見交換を行い、また、必要に応じ事務部門関係部課長等から所要の事項について説明を聴取し、資料の提出を求めた。

### 4. 会計監査

会計監査に当たっては、月次決算報告において資産等の増減や費用・収益の発生状況、外部資金獲得状況、資産処分状況、人件費の支給状況、契約状況など財務部関係者から報告を受け、意見を交換し、又必要に応じ更なる調査を依頼し報告を受けた。

年度決算については、貸借対照表、損益計算書などの財務諸表、附属明細書、事業報告書及び決算報告書につき財務部関係者から説明を受け質疑にて確認した。

その他財務会計の問題点について、適宜関係者から説明を聴取し、資料の提出を求めた。

### 5. 学長との協議（二者協議）

部局監査の状況について学長に報告（事務局長、監査室職員列席）し、意見交換を行った。

## 6. 三様監査連絡会

本学では、監事監査、監査法人による会計監査人監査及び監査室による内部監査があり、これを「三様監査」と称しているが、三者（監事、会計監査人及び監査室）が「三様監査連絡会」を定期的に開催し、意見交換を行った。

## 7. 四者協議

学長、監事、監査室及び会計監査人との「四者協議」を定期的に開催し、意見交換を行った。

# II 監査結果

## 1. 業務の実施状況等

監事は前述した役員会などの重要な会議への出席、重要な書類等の閲覧、部局監査などを通じ、法人としての本学の業務が国立大学法人法及び独立行政法人通則法などの関連する法令等に従って適正に行われているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に取り組まれているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。

## 2. 内部統制システムの整備及び運用等に関する状況

本学では、国立大学法人法で準用される独立行政法人通則法の一部改正を踏まえ、業務方法書の一部を改正するとともに「長崎大学における内部統制に関する規則」を新たに制定し、平成 27 年 4 月 1 日より施行されたところであり、役員職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）が整備された。業務方法書の記載内容は相当と認められ、内部統制システムの運用に関しても特に指摘すべき事項は認められない。

なお、本学では、平成 16 年大学法人化と同時期に内部監査担当部署である監査室が学長直属組織として設置されているが、監査結果については直接学長に報告するとともに監事にも報告されており、監事と監査室の連携は密に取られている。また、監事と会計監査人との関係も円滑な情報交換が行われており、本学の監査体制に遺漏が生じないよう関係者で努力している。現時点では三様監査は特に大きな問題も無く有効に機能している。

## 3. 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員職務の執行に関し、不正の行為や法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められない。

## 4. 財務諸表等

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認める。

財務諸表は国立大学法人会計基準並びに一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況を適正に示していると認め、また、附属明細書は記載すべき事項を正しく示しており、特に指摘すべき事項は認められない。さらに、利益の処分に関する書類（案）は法令に適合しており、事業報告書は国立大学法人長崎大学の財政状態及び業務運営状況を、決算報告書は予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

平成28年6月3日

国立大学法人長崎大学長  
片峰 茂 殿

国立大学法人長崎大学

監 事 渡辺 敏則

監 事 平松 喜一朗

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当国立大学法人が別途保管しております。